

日 時	平成29年8月23日（水） 午後2時～4時
場 所	芦屋市立体育館・青少年センター3階 第1研修室
出席者	<p>会 長 廣木 克行                  副会長 新井野 久男                  委 員 堀 晃二                  〃 進藤 昌子                  〃 守上 三奈子                  〃 由本 千恵子                  〃 許 和子                  〃 入江 祝栄                  〃 中谷 洋美                  〃 北野 章                  〃 川原 智夏                  欠 席 藤井 義典</p> <p>事務局 福岡憲助教育長，大久保文昭青少年愛護センター所長，和泉健之                  主査，早戸司和主任，桑原正幸主事</p>
事務局	芦屋市立青少年愛護センター
会議の公開	■公開
傍聴者数	0人

1. 会議次第

(1) 開会あいさつ

教育長 福岡 憲助

会 長 廣木 克行

(2) 議 事

① 芦屋市子ども・若者計画の重点事業の見直しについて

29事業（再掲6事業含む。）に追加

② 芦屋市子ども・若者計画の進行管理（経過報告）

困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

ア 被保護者就労事業に見る実態

テーマ「生活保護世帯の子どもの現状と課題」

－教育支援と自立支援

福祉部 生活援護課長 宮本 雅代

イ 生活困窮者自立相談支援事業に見る実態

テーマ「生活困窮者支援の現状と課題」

福祉部 地域福祉課長 細井 洋海

### ③その他の意見交換

## 2. 提出資料

- (1) 平成29年度第2回芦屋市青少年問題協議会 次第  
(子ども・若者の健全育成に向けての提言を含む)
- (2) 「芦屋市子ども・若者計画」の冊子
- (3) 「芦屋市子ども・若者計画」の27年度及び28年度実施評価票
- (4) (生活保護世帯の子どもの現状と課題にかかる) パワーポイント資料集
- (5) 生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン
- (6) 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書(平成26～27年度)
- (7) 第3次芦屋市地域福祉計画《概要版》
- (8) 「総合相談窓口」のチラシ

## 3. 審議経過(概要)

### 開会

(事務局) では、議事に入らせて頂きます。ここからは、廣木会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(廣木会長) それでは正式な議題に入りたいと思います。前回の青少年問題協議会で、大幅なメンバー交代がございました。今回は、大幅に変わったメンバーで2回目の協議会(の開催)となります。協議会の雰囲気や少しわかってくださったでしょうか…、それとももう少し助走の段階を続けるべきか…、微妙なところだと思います。前回の議事録を見て復習したのですが、この協議会で私達はなかなか大事な議論をしていると改めて思いました。事務局には前回の議事録をホームページに掲載して頂き、(私を含め)委員の皆様が(それをご覧になって)自分たちが(前回)どういう議論をしたのか、どんな意見が出ていたのかを復習していくことで、この協議会により早く馴染んで、皆様の意見が(上手く)かみ合う様な会議にしていきたいと思ひます。

前回の簡単な復習を致しますが、(前回の開催日は)6月23日でした。その中で、まず青少年問題協議会の内容について、事務局から簡単にご紹介を頂きました。次に、子ども・若者計画を貫く、基本的な考えとして(子ども・若者の健全育成に向けての)5項目の提言の紹介がありました。さらに、この提言に基づいて私たちがいろんな問題の評価をしていくということ(事務局から)ご説明頂きました。そして、私たち協議会の委員で作った子ども・若者計画の進行管理についても説明がありました。子ども・若者計画の進行管理の評価をしながら、我々の意見を出していく、これが会議の重要な課題です。

その課題に沿って、前回は「芦屋市における公園施設と運営」について公園緑地課の足立課長からご説明を頂きました。公園で遊ぶ子ども達の声を騒音と捉える、そんな市民からのクレームにどう対応したら良いかという問題がありました。傾向として今までは子ども達に(ボール遊びなどの)禁止事項を増やすことで、クレームに対応することがあったのではないかという話がありまし

た。しかし、子ども達の育ちという観点から本当にそれで良いのか、クレーム（への対応）も大事であるが、子どもたちの声なき声を聞き取りながら（より良い解決策として）一致点を見つけていく、そういう知恵を出していく時ではないだろうか、ということで私達委員が共通（認識のもと）に議論致しました。

また、今回は他にも「子育て支援と家庭・地域づくり」について健康課の保健師である田中主査から、「芦屋市における子育て支援と現状」について子育て推進課の廣瀬課長からご説明を頂きました。子育てにおける様々な問題に工夫はしていても、本当に手を差し伸べたい方々になかなか届かないもどかしさがあり、（窓口に）来て下さる方には話をできるが、そうでない方達にはどう情報を届けて、抱えておられる問題をどうくみ取るか…という大きな課題に直面しながらも（行政として）努力しているという内容のご報告を頂き、（私達は）議論を致しました。

今回はさらに流れを進めまして、（新たに）2つの個別事業について（事務局から）報告頂き、議論していきたいと思えます。ただその本題に入る前に、お手元にある「平成29年度 第2回目 青少年問題協議会」レジュメの次第に記載されている議題（1）をご覧ください。そこに「芦屋市子ども・若者計画の重点事業の見直しについて 29事業（再掲6事業含む。）に追加」とあります。子ども・若者計画では様々な事業がありますが、その中でも29の事業を重点事業として選び出しています。事務局から重点事業に、新しく4つの事業を加えたい旨の提案がございました。事務局からその提案の趣旨と理由について、ご説明頂きます。それでは、お願いします。

（事務局） お手元にある「芦屋市子ども・若者計画」の冊子P25をご覧ください。P25～41に、28の課が関わる133の個別事業が記載されております。そして、P43～45で133の個別事業から選び出した（13の課が関わる29の）重点事業を記載しています。P25～41をもう一度精査致しましたところ、この事業は重点事業に加える必要があるのではないかと認識を持ちました。それで今回、4つの事業を（重点事業に）追加することを提案したいと思っております。お手元にある「芦屋市子ども・若者計画 実施評価票」P3をご覧ください。P3の下の方に、（追加したいと考える）4つの事業を記載しております。

まず、「ふれあい冒険ひろば（事業）」ですが、担当課は子育て推進課で、事業内容は普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図ることです。同課にヒアリングを致しますと、（同事業は）年に2回実施しております。1回目は81名（内訳は、お父さん11名、お母さん27名、子ども43名）の参加で、2回目は76名（内訳は、お父さん13名、お母さん22名、子ども41名）の参加がありました。今、幼少期の子どもの体験活動が非常に大事ではないかと考えております。

次に、「青少年の文化活動の体験機会の提供（事業）」ですが、担当課は（記載上、市民センターが入っておりますが）主として、生涯学習課と公民館と図

書館になります。おもちゃ作りなど外でなかなか遊べない子ども達も活動できるように、子どもの居場所づくりという面から提案させて頂きました。

そして、「被保護者就労支援事業」ですが、担当課は生活援護課で、事業内容は生活保護・住宅手当の支援を受けている人、特に稼働年齢層に力を入れて就労に向けて、ハローワークと連携を図り自立を促進することです。ひきこもったり、職に就いていない方に対して積極的にハローワークを活用することで、自立して働けるような素地をつくるということです。この事業も追加して頂きたいと考えております。

最後に、「民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援（事業）」ですが、担当課は地域福祉課です。現在、市内に主任児童委員は5名、民生委員・児童委員は98名、合計103名の方が地域のいろんな問題解決に対して貢献してくださっています。103名の委員さん達は地域のことを多面的に知っておられ、大事な役割を果たしておられる面から、追加する事業として頂きたいと考えています。以上の4つの事業を重点事業に追加することを提案致します。

**（廣木会長）**ありがとうございました。事務局から重点事業として、新たに追加したい4つの事業について、概要の報告とその提案理由の説明がありました。ただ今の事務局からの提案について、ご質問やご意見はあるでしょうか？

**（新井野委員）**「ふれいあい冒険ひろば（事業）」ですが、担当課が変更になったのでしょうか？「芦屋市子ども・若者計画」の冊子P26には、担当課が子ども課とありますが、「芦屋市子ども・若者計画 実施評価票」のP3では、担当課が子育て推進課と記載されています。

**（事務局）**平成28年度に子ども課から子育て推進課に課名が変更になりましたので、冊子と評価票で記載が異なっています。また、冊子P40では「民生委員・児童委員による相談支援（事業）」とありますが、評価票のP3では「民生委員・児童委員 主任児童委員による相談支援（事業）」となっており、主任児童委員（の記載）を（事業名の中に）入れたいと考えております。

**（廣木会長）**ありがとうございました。他には、どうでしょうか？

**（北野委員）**平成29年度から新たに4つの追加事業が重点事業に入るとのことですね。この（子ども・若者）計画は何年度までなのでしょうか？

**（事務局）**平成31年度までです。

**（北野委員）**既に定まっている重点事業は、平成27年度～31年度の5年間で、重点事業として新たに追加しようとする4事業は平成29年度～31年度なので期間が違うということですね？また、事務局からの提案を最終的に決定する場合は、ここの協議会になるのでしょうか？

(事務局) はい、そうです。

(廣木会長) ありがとうございました。今のご質問はとても大事です。元々の29の重点事業については、かつての青少年問題協議会で議論し決めたことです。その重点事項への追加修正の決定もこの場所ですということなのです。

(事務局からの提案については) よろしいでしょうか？

#### 《異議なしの声おこる》

それでは事務局の提案通りにしたいと思います。先ほどの事務局の説明で133の事業があるということでしたが、(委員の皆様からの視点で) この事業も重点事業に追加して入れるべきと思われる事業がありましたら、遠慮なさらず事務局にお伝え頂いても良いですし、次回の協議会で(直接) ご提案頂いても結構ですので、よろしくお願ひします。

それでは、議題の(2)「芦屋市子ども・若者計画の進行管理(経過報告) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」ということについて、(事務局から) 報告をお願いしたいと思います。まず、先ほど重点事業への追加事業として認められたばかりの「被保護者就労支援事業」について、「生活保護世帯の子どもの現状と課題」のテーマで) 生活援護課の宮本課長からご報告頂き、質疑等を致します。その後、「生活困窮者自立支援推進事業」について(「生活困窮者支援の現状と課題」のテーマで) 地域福祉課の細井課長からご報告頂きたいと思ひます。それでは、宮本課長お願ひします。

(宮本課長) 被保護者就労支援事業を重点事業として頂きました。まさに、就労支援という言葉が色々な分野で言われております。確かに、近年景気が回復してきておりますので、若者から高齢者まで誰でも容易に就労支援をできているかというところ、(そうではなく) なかなか課題が多いというのが現状です。ここでは、生活保護という点から説明させて頂きます。生活保護という言葉は皆様よく耳にされると思ひますが、その仕組みは少し複雑ですのでわかりにくい点もあるかもしれません。

それでは、(生活保護世帯の子どもの現状と課題にかかる) パワーポイント資料集P1の下「生活保護支給の仕組み」をご覧ください。生活保護は、金銭給付若しくは現物給付の制度になっております。厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を控除した額を保護費として支給します。(この計算に使う基準等は) 世帯構成や人数によって細かく決められております。収入というのは、就労収入だけでなく年金収入、(仕送りなどの) 手当による収入等も含まれます。ですから、100人いれば100人、皆さん保護費の計算方法が違ってきます。

では、パワーポイント資料P2の上「芦屋市の生活保護の推移」をご覧ください。これは5年間の推移で、私達がよく取り上げるのは保護率です。保護率

とは、人口に対する保護人数の割合のことです。この保護率を見てみますと、平成24年度～平成27年度までにかけては微増傾向でしたが、ここ1～2年については横ばい若しくは微減傾向となっております。保護世帯数や保護人員を見ても同じような傾向となっております。やはり約10年前のリーマンショックの時は（全国的に）かなり保護の人数が増え、芦屋も同じ状況でした。（その頃と比べると）やや景気は回復していることが、おわかり頂けると思います。ちなみに、芦屋市の保護率は全国平均の約17%と比べて、約7.1%ですから（保護率は）低いことが、おわかり頂けると思います。（平成28年度のデータを参考にすると）保護世帯が505世帯、保護人員が681人で、（数としては）多くありませんが、生活援護課ではケースワーカーを7名配置し、お一人お一人に寄り添った支援をしております。

次に、パワーポイント資料集P2の下「芦屋市の保護世帯の状況」をご覧ください。（全国統一の基準で）世帯の状況を5つの分類に分けております。「高齢者（世帯）」、「母子（世帯）」、「障がい（世帯）」、「傷病（世帯）」、「その他（世帯）」という5つの世帯分類です。「高齢者（世帯）」は、文字通り（高齢者の世帯）です。「母子（世帯）」は、一人親世帯のことを表しますので、父子世帯も含んでいます。「障がい（世帯）」は、世帯主が障がい者手帳を所持している世帯です。「傷病（世帯）」は、（ケガや）病気で就労が困難な世帯です。「その他（世帯）」は、（先の4つの分類の）どれにも属さない世帯を表します。芦屋市においても、全国的にも「高齢者（の保護世帯数）」が、（他の世帯に比べて）圧倒的に多いです。年金を十分に受け取れない、家族関係が希薄になり仕送りを受けられない、高齢者の就労が困難であるといった状況から、（保護世帯としては）高齢者世帯が多くなっています。

今回は青少年問題協議会の場合ですので、稼働年齢層や子どものいる世帯層に着目してみたいと思います。（平成28年度は）「母子（の保護世帯数）」が42世帯ですが、この中で親御さんが就労している世帯は約3割の16世帯です。あとの約7割にあたる26世帯の親御さんは、傷病や他の理由で就労していません。また「障がい（世帯）」、「傷病（世帯）」、「その他（世帯）」においても、学齢期・20歳未満の子どもさんをお持ちですが、親が就労していないケースが非常に多いです。私どもが全体を俯瞰して見た時、若者の自立を考える場合には、親や身近な人が働いている姿を子どもは見えて育ち、自分も自立し就労していこうと（いう意識へ）結びつくことになるとと思います。その点が、（未就労の親御さんの）保護世帯では（若者の自立への）阻害要因になっているのではないかと考えております。

また中には、高校生の子どものさんがアルバイトで家計を支えているというお家もございます。アルバイトを（行政が）強制している訳ではありません。子どもさんにとって、学業とアルバイトの両立は大変かもしれませんが、将来働いて自分が自立していく一歩になることもあると思います。保護世帯の仕組みの良い所は、高校生などの学生さんや未成年者がアルバイトなどで就労した場合には、それを必要経費、将来の貯蓄として認める条件がございます。そのことから、アルバイトをしている学生さんが少なからずおられます。

では、パワーポイント資料集P3の上「保護受給者の子どもの現状」をご覧ください。ここでは保護を受けておられる（世帯の）子どもさんが、どのような属性に入っているかの分類を表しております。「就学前（児童）」が8人、「小学校（生徒）」が27人、「中学校（生徒）」が17人、「高等学校（生徒）」が27人、「その他」が1人となっております。

生活保護を受給されて、もし就学前のお子さんがある場合は、一般的には保育所を利用して親御さんは就労し自立に向かいます。保育所というのは、朝から夕方まで子どもさんに規則正しい生活習慣を身に着けさせることもできますし、幼い時から集団生活の中で適応力、生きる力を養うという意味でも必要な場所でもあります。しかし、保育所に子どもを連れて行けない親御さんもいらっしゃいます。それは物理的な問題ではなく、親御さんが昼夜逆転（の生活をされており）例えば、夜中にゲームをして朝起きれない。そのような親御さんもいるのが実態です。私たちはケースワーカーを含めて、様々な機関と連携しながら、これらの子どもさんの家庭を訪問したり、面接をしたりすることで、見守っております。小学校・中学校については、義務教育ですので、休まず学校に行ける様に支援をしております。不登校の問題も生活保護世帯のお子さんでも無関係ではありません。

そして、中学を卒業する時に子どもさんに、まず一つ選択をして頂きます。それは、高校に進学するのか、就職をするのか（の選択）です。義務教育が終わりますと、一般的には稼働年齢層になりますので、就労を指導するののも一つですが、今は高校に進学するという道も開けております。全国的にも高校進学率は高く、（中学から）全員入学する時代ですので、中学卒業後にすぐ働くように言うことは子どもの環境にとって望ましくないと私達も考えております。就労が良いのか、進学が良いのか、その子の適正などを見ながら検討をしていきます。参考ですが、「その他」の1人というのは浪人生です。仕事はしていないが、大学受験をしたいということで頑張っている子どもさんがいるという現状もございます。

それでは、パワーポイント資料集P3の下「子どもへの扶助の内容」をご覧ください。学齢期の子どもさんには、生活保護からどのような支給があるかをご説明します。小学校・中学校は義務教育ですので、教育扶助が支給されます。教育扶助のメニューは「基準額」、「給食費・教材代」、「学級費」、「学習支援費」、「その他」となっております。「その他」としては、入学準備金の支給があります。入学準備金の額は、小学校40,600円、中学校47,400円、高校63,200円です。高校は義務教育ではないので、教育扶助（の支給対象）から外れますが、代わりに生業扶助が支給されます。全国的な統計で昨今の高校進学率は、一般世帯98.6%、生活保護世帯90.8%となっております。したがって、生活保護世帯の方が約8%、高校進学率が低くなります。

それと比べて、芦屋市ではどうかをご説明致します。パワーポイント資料集P4の上「中学校卒業後の進路」をご覧ください。芦屋市は元々、文教地区でもありますので、一般世帯も生活保護世帯も100%に近い高校進学率となっております。平成26年～平成29年の4年間は、生活保護世帯において10

0%の高校進学率となっていますので、皆さん高校に進学しております。高校の種別としては、「公立の全日制」、「私立の全日制」、「定時制」、「各種学校」とありますが、皆さん何らかのかたちでご友人と一緒に、共に学び楽しむ学生生活を送っておられます。

しかしながら、問題はせっかく高校に進学しても中退をする方が少なからずいることです。また、定時制に行かれても5年の修学年限を、6年・7年と留年で延ばしている現状もあります。保護費というのは生業扶助を含めて、正規の修学年限しか支給されません。したがって、留年をしますと扶助が受けられなくなり、やりくりになり退学してしまうこととなります。社会訓練の一つとして、高校進学が認められているのですが、中退や留年によって社会の隙間へと落ちてしまうこともあり得ます。そのようなことにならない様に、私達はしっかり支援していきたいと考えています。ただ、中退や留年の背景には様々な要因があります。安心して通学できるのか、家庭環境はどうなのか、親御さんが病気や障がいをお持ちである場合に学業に専念できるのか、学校生活を続けることができるのか、良い友達・良い教師に恵まれているのか、本人に対人コミュニケーション力があるのか、そういったことが複合的に絡んでいると思います。

次に、パワーポイント資料集P4の下「高等学校卒業後の進路」をご覧ください。高校卒業後の進路についての分類を致しました。大学・短大・専門学校など社会に出る前に一つステップを置く方が多くいらっしゃいますが、生活保護受給者につきましても大学（進学）を選択する方が増えてきております。4年制・短大と（選択肢が）ありますが、（高校卒業後の進路として）半分以上の方が進学をしています。全国の大学進学率が56.8%と言われておりますので、芦屋市の進学率の方が高いかもしれません。

しかし、生活保護の制度では高校卒業後の大学進学は認められていません。したがって、（大学などへの）進学と同時に保護の人員から外れます。同じ屋根の下に住んでいても、進学をすればその方は保護のメンバーにはなりません。よって、その方の生活費や学費は奨学金を借りたり、アルバイトで生計を維持する様なかたちでやっていかなければなりません。（ニュースなどで）奨学金の返済が難しいという問題が出ております。国でも一定、奨学金を給付型にしようという動きになっております。これからは生活保護の方も含めて、学ぶ意欲はあっても金銭的余裕が無い方について、どの様な進展があるか私達も注意していきたいと思います。と言いますのは、最終的にこの方たちは保護から自立して社会の中で働き、一人で生きてゆくのが目標であるからです。

今まで芦屋市の生活保護の現状についてお話してきました。教育支援は生活保護の中でもいろいろなかたちで実施されていますが、この支援がひいては自立につながる。そして、それが貧困の連鎖を断ち切ることになることをご説明致します。パワーポイント資料集P5の上「貧困の連鎖を断ち切る」をご覧ください。貧困の連鎖という言葉は、よくお聞きになっておられると思います。生活保護世帯など「親の収入が少ない」と、「十分な教育が受けられない」のが現状です。そして、日本はまだまだ学歴社会でありますので「十分な教育が



受けられない」と「進学・就職に不利」になってきます。そうすると、フリーターやアルバイトなど「収入が不安定」な雇用状況にならざるを得なくなります。仮にその方が独立して、結婚をし家庭を築く様になっても、不安定な状況であるため「子ども世代も貧困に」なる。これがずっと続くというのが、貧困の連鎖です。今申し上げました教育の支援をしっかりとすることで、本人が自立し安定した生活を送れる様にすることが、これからの課題だと思っています。

現在、生活保護行政を含めて国は子どもの貧困問題に大きく取り組んでいます。2015年の統計では、子どもの貧困率は13.9%とされています。子どもの貧困を断つには、やはり教育（支援）を提供していくことが、就労支援にも結びつくと考えております。

最後に、最近の動向を少しまとめてみました。パワーポイント資料集P5の下「子どもの自立に向けて～生活保護行政だけで終わらせない」をご覧ください。子どもの貧困問題に関しては、いろいろな法律がかなり整備されてきております。「子ども・若者育成支援推進法」、これが子ども・若者計画の基本になる法律です。後で、（細井課長から）説明がございます「生活困窮者自立支援法」。そして、「子どもの貧困対策推進法」という法律もできております。これらの法律ができる前から、私たちは行政（施策）として、「母子・父子自立支援員の支援」を行い、一人親家庭を支える相談員を設置していました。また、子育て推進課にいる相談員も子どもの自立に向けた支援として、「家庭児童相談員の支援」（施策）も行ってきました。そして、「学校現場での支援」として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）といった教育だけでなく、福祉的な視点を持って子どもと関わってくれる人材が配置されています。

（民間で行われている施策で）新聞等でご覧になったことがおありになるかもしれませんが、企業からの寄付金をもとに貧困家庭の子ども達に教育クーポンを提供する「民間団体の教育クーポン」（施策）もあります。このクーポンを塾の費用や課外活動（であるクラブ遠征）等の費用に充てることで、子どもの貧困を食い止めようとしています。芦屋市の保護世帯においても、この教育クーポンを利用されておられます。この様に官民合わせた支援とともに、子ども・若者に働くことが自立にとって一番大切なことだという意識づけをして、（実際に）自立につながっていけばと思います。

生活保護の中からも（自立して）育っていく子ども達を見ることができる社会の流れが、大きなうねりとなっていけば良いなと考えております。この協議会においても子どもの成長に向けた支援について、ご意見頂けたらと思います。以上です。

（廣木会長）ありがとうございました、勉強になりました。ただ今の宮本生活援護課長からのご報告を聞かれて、質問がありましたらお願いします。

(入江委員) パワーポイント資料集P3の下「子どもへの扶助の内容」で、給食費・教材代(にかかった)実費について、この実費はご家庭の口座に振り込まれるのでしょうか？

(宮本課長) いえ、給食費・教材代はすべて学校から市に請求されます。

(入江委員) 給食や教材は、現物支給ということでしょうか？

(宮本課長) そうですね。給食や教材は家庭を通さずに、直接子どもさんに提供します。それにかかった費用の請求が教育委員会事務局を経由して、私ども(生活援護課)に来ます。また、教育扶助については生活保護の制度だけでなく、修学奨励費と併せて支給されております。ダブルで受け取るとはできませんが、生活保護に無いメニューは修学奨励費で支給されることもあります。例えば、修学旅行の積立金は修学奨励費から支給されます。

(入江委員) 修学旅行についても現物支給ということでしょうか？

(宮本課長) はい、子どもさんには修学旅行に行って頂くというかたちで現物支給をします。そこにかかった費用については、学校が市に請求します。それは修学奨励費か生活保護で支払われます。

(入江委員) 制服代もそうでしょうか？

(宮本課長) 制服代は基本的に(生活保護における教育扶助の)入学準備金に入っております。

(入江委員) 制服代の請求は、ご家庭に(一旦)行くのでしょうか？

(宮本課長) そうですね、本当は業者から市に直接請求してもらえば良いのですが、制服代は一旦ご家庭で立て替えて頂き、市にその領収書を持って来てもらうことで、その費用を支給する仕組みになっています。

(入江委員) 家庭の方にお金を渡してしまうと、どうしても生活費になってしまい、子どものために使われないという話を聞いたことがあります。

(宮本課長) 「子どもへの扶助の内容」にあります基準額や学習支援費については、ご家庭の口座に現金で振り込まれますので、そのお金がどの様に使われているのかは、こちらではわかりません。

(入江委員) はい、(わかりました) ありがとうございます。

(廣木会長) 他にはどうでしょうか？

(堀 委員) 14年間、自治会長をやってまいりましたが、自分の町でもどこが生活保護世帯なのかは、存じておりません。この町で、生活保護を受けている世帯がどれだけあるかを、(地域の中で) 誰かがわかっているのでしょうか？

(宮本課長) わからないと思います。現在は、私ども(生活援護課)が民生委員さんや自治会にそのような(生活保護世帯がどこかについての)通知・連絡を致しません。

(堀 委員) わかる人が全くいないということでしょうか？

(宮本課長) そうです。たとえ、学校側がそれを把握していても口外されません。私ども(生活援護課)もその情報は提供致しません。あくまでも生活保護は経済的支援をして、その方の自立を促すのが基本です。生活保護を受けているからと言って、何も(悪い意味で)特別視する必要も、他の方と区別する必要も無いからです。

(廣木会長) よろしいですか？ 事実はそういう状況であるということですね。それについてご意見がありましたら、堀委員はまた後ほどお願いします。他には何かあるのでしょうか？…先ほどの民間で実施されている教育クーポンについてですが、この手続はどのように行われるのでしょうか？

(宮本課長) 私の手元にある資料ですが、(利用希望者が)クーポンを直接実施団体である公益財団に申込みをします。そこが審査をして、通った方のもとに教育クーポンが直接届けられます。

(事務局) 財団に対して教育クーポンの申請をして頂きます。定員が約26名、一人当たりクーポン提供額が小学生の場合15万円、中学生1・2年生または高校1・2年生の場合20万円、中学3年生または高校3年生の場合30万円となっています。

(廣木会長) 他にご質問は、ございますでしょうか？ それでは、これで宮本課長からのご報告をめぐっての質疑は終わります。では次に移りたいと思います。「生活困窮者支援の現状と課題」について、地域福祉課の細井課長、ご報告をお願いします。

(細井課長) よろしく申し上げます。説明のための資料として、「つながるあしや、福祉なんでも相談 総合相談窓口 が充実します。」のチラシ、「生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン(以下「ガイドライン」という)」の冊子、「芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書(以下「事

業実績報告書」という)」の冊子、「第3次芦屋市地域福祉計画《概要版》」の冊子を使用致します。また、芦屋市子ども・若者計画の事業の中で、重点事業として地域福祉課は「生活困窮者自立支援推進事業」を担当しており、(具体的な)事業内容は「事業の対象となる世帯全体を支援するため、窓口対応・相談支援ガイドライン作成等支援体制の構築を図る」ことです。

では、お手元の「ガイドライン」の冊子のページ別1をご覧ください。生活困窮者自立支援法は平成27年4月に施行されました。この法律施行の背景には、社会の構造的な変化が、これまでセーフティーネットの役割を果たしてきた家族や地域、社会システムに大きな影響を与え、今や、誰もが簡単に社会的孤立や排除される社会になり、その構造変化によって生み出された(高齢者、障がい者、子どもさんでもない方で、保護制度に適用されず、制度の狭間にいる方が出てきたという)課題に対して、手を差し伸べられる制度が必要とされたからです。この制度は画期的なもので、社会構造の変化によって生み出された課題を個人の問題としてしまうのではなく、社会全体で支援の仕組みを再構築する必要があるという観点から、「制度・サービス」に人を合わせるのではなく、「人」に制度を合わせていく逆転の発想からできています。

同ページの四角囲みの中に記載がございます4.費用をご覧ください。自立相談支援事業と住居確保給付金(事業)は必須事業であり、(町役場レベルを除き)全ての自治体で実施することが義務付けられております。就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業については、任意事業であるため実施するか否かは、自治体に任されております。なお、芦屋市では(必須事業の)自立相談支援事業、住居確保給付金(事業)と(任意事業の)就労準備支援事業を実施しております。

次のページ別2をご覧ください。制度の目指す目標が記載されております。1)生活困窮者の自立と尊厳の確保、2)生活困窮者支援を通じた地域づくり、この2つの目標が大きく掲げられています。1)に記載されている「自立」とは、「日常生活自立」、「社会生活自立」、「経済的自立」の3つを目指すことです。さらに、「自立」の重要な要素は、自己決定、自己選択であり、そういった行動のもとになるのは、その方達の自尊感情です。したがって、自尊感情を維持し高めていくために、私達はその方達に寄り添って支援していきます。よって、生活困窮者自立支援制度にもとづく事業は、全て寄り添い支援(事業)とされています。

また、寄り添い支援(事業)の他に、地域づくり事業とも言われています。と言いますのは、生活に困窮されていても(高齢者、障がい者、子どもさんでもない方で)制度の狭間にいる方は、どこにいるのかを把握するのは自治体にとって難しい課題です。地域でそういった方を早期に発見し、適切な相談窓口につないで頂くことによって、制度の狭間にいる方にも自尊感情を高めてもらい、地域の一員となって生活して頂くことを目指すからです。多くの自治体では、生活保護担当課が生活困窮者自立支援も担当していますが、この法制度の背景からも芦屋市では(地域福祉や地域づくりを推進をする)地域福祉課がこの事務事業を所管しております。

では、「生活困窮者」という言葉の定義とその対象者についてご説明致します。同冊子のページ別5をご覧ください。ここでは、「生活困窮者」とは、「現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者をいう」と定義しております。この法律を制定する前に、国が実施したモデル事業から「生活困窮者」の背景にあるものを、(一定程度)導き出しております。「就職活動難」、「経済的困窮」、「病気」、「その他メンタルヘルス」などの要因があり、かつ制度の狭間にいるため生活が困窮している方を対象としています。そして、幅広く予防的な観点を持ち対象者を捉え、対応していくことがこの制度の概略です。

芦屋市では「生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン」を、複数の課が集まりプロジェクトチームで作成致しました。同冊子の最後のページをご覧ください。このページに記載されている様々な課が集まって、プロジェクトチームを組んだことがわかると思います。同冊子P2をご覧ください。プロジェクトチームで話し合ったことをご説明します。「生活困窮者」の定義、対象者が抽象的で曖昧な表現なので、どうかたちで窓口に来られるかわからないという話が出ました。そこで、対象者のイメージを挙げてみました。対象者は、原則芦屋市在住の方で、●生活に困っているが、相談先がわからない、●税金や保険料、高熱水費に未払いがある、●収入がなく、家賃を払うことができない、●失業した。間もなく仕事なくなる、●障がいや病気、家族の問題で仕事ができない、●借金を抱えており、仕事をしているが生活が苦しい、●ひきこもりの家族がいて将来が心配。今挙げたような(相談)事例は市役所の中のいろんな窓口で聞いているのではないかと、という話に(プロジェクトチーム内で)なりました。

そして、各課でそういう相談を受けたら(地域福祉課が管轄する)福祉センター内の「総合相談窓口」につないでいくという話になりました。そこで、相談を受けた各課から「総合相談窓口」につなぐためのツールが必要になります。同冊子の中に「Joint-Sheet(自立相談支援機関紹介シート)」がございます。このシートを(水道や保険など)各課に設置しています。滞納相談やひきこもり相談や子どもが就労をしておらず生活費を使ってしまうとといった相談など、窓口に来た方のお話を聞けば聞くほど、芋づる式にその世帯の問題が出てくる経験を市の職員はしております。したがって、この「Joint-Sheet」を作成し、本人合意のもとに相談支援をするため、「総合相談窓口」につなぐように致しました。

この様なガイドラインを作って、庁内連携を図った「Joint-Sheet」の活用を図っているのは、兵庫県下では芦屋市だけですので、他市から参考にしたいと申し出もございました。相談の対象となる方には(先ほどの)「総合相談窓口」のチラシをお渡しします。そして、各課の窓口で聞き取って記入した

「Joint-Sheet」の内容を福祉センター内の相談機関に連絡します。相談に行かれる方(についての情報)を事前に伝えておくケースや福祉センターの相談機関の方から市役所に駆けつけてもらうケースもあります。なお、この相談業務ですが市が芦屋市社会福祉協議会に委託しております。

次に、実績報告書の冊子のP6の下をご覧ください。平成27年度の事業実績を見ていきたいと思えます。「新規相談におけるスクリーニング状況」ですが、新規相談件数は484件ございました。平成26年度の約200件と比較すると、平成27年度からは生活困窮者の相談も受ける「総合相談窓口」を設けたことにより、相談件数が格段に増加しました。結果的に、自立相談支援につながった方が100件で（全体の相談件数の）21%でした。この100件の方達には自立に向けたプランを作り、支援をしていくこととなります。

続いて、この100件の相談の背景関係についてご説明します。同冊子P7の下をご覧ください。「自立相談支援事業の相談分析」とありますが、「困りごと」として「社会的孤立」、「離職（無職）」、「家計」、「家族関係」、「疾病」（で分類）があります。中でも「家計」が37件で最も多くなっており、収入と支出が合わないという内容です。同冊子のP8の下をご覧ください。「主な困りごと種別」の「年代別の状況」表ですが、40代が（自立相談支援事業にかかる相談件数100件のうち）37件と最も多くなっており、次いで多いのが順に50代、30代となっています。

子ども・若者計画では、40歳になると若者の定義から外れるという認識です。しかし、40歳になった途端に困窮する訳では無く、もっと前の年代から誰にも相談できなかつたり、ひきこもっていたりする（ことに要因がある）のではないかと、この表から読み取れると思えます。P7の下をご覧ください。相談件数100件のうち、男性50件・女性50件で男女比は同数でしたが、男性の場合は社会的孤立（ひきこもり）や離職（無職）が、困りごととしての相談に多く、女性は一人親世帯や65歳以上の高齢者から、家計や離職に関する相談が多い傾向にありました。

それでは、同冊子P10の「相談経路」をご覧ください。先ほどもお話ししましたが、庁内連携が進んだ結果、100件の相談件数のうち市役所から総合相談窓口への紹介が37%と最も多くなっています。さらに、平成28年度は（この冊子には記載されていませんが）同経路での紹介が45%となりました。

では、支援実績についてご説明致します。同冊子P12をご覧ください。スクリーニング状況では、（100件の相談件数のうち）「終結」が40件でした。「支援中」は、（32件で）社会的孤立（ひきこもり）に関することが多く支援が長期化しています。また、「中断」は、（28件で）連絡が取れなくなるケースですが、その場合も社会福祉協議会の職員が連絡を取るよう試みております。「終結」までの支援期間は3ヶ月以内が33件で82%を占めており、集中的に支援し早期終結に努めています。

支援の「終結（40件）」に至るケースとして、「就労」による場合が（15件で）最も多く、次いで「家計改善」（14件）となっています。「家計改善」については、家計シュミレーション等でやりくりの仕方（の習得）や家族からの経済的援助を受けることで改善した事例などが挙げられます。また、「他機関つなぎ」では（7件）、既にある若者相談機関のアサガオなどに（相談業務）を引継いでもらうことで（総合相談窓口としては）終了することもあります。

（傾向として）終結における年齢では、40代が全体の45%を占めており、

中でも解決方法では「家計改善」が多かったです。（生活困窮者）支援と生活保護課との連携についてですが、「総合相談窓口」に関わった方で（結果として）生活保護受給につながったのは4件でした。この4件うち、3件については財産処分手続により生活保護の利用は終了しています。

最後に、（これからの）課題について触れたいと思います。同冊子P14をご覧ください。まず、「周知・啓発について」ですが、まだまだこの生活困窮者自立支援制度についての周知・啓発が必要だと認識しています。次に、「家計相談について」ですが、お金の問題（の特有の）難しさもあり、（貸付けなどでの）関係性の構築にも難しさがあります。最後に、「社会的孤立の状態にある人への支援について」ですが、地域から生活困窮者の問題を解決していくことをさらに推し進める必要がありますし、その方の居場所づくりをしていかなければならないと認識しています。以上、生活困窮者自立支援制度についてご説明させて頂きました、ありがとうございました。

**（廣木会長）**ありがとうございました。制度を理解するのに、時間が必要かもしれませんが、質問はございますか？

**（許 委員）**「事業実績報告書」の冊子のP12で、100件の相談件数のうち40件は「終結」していても、残り60件が「支援中」・「中断」となっています。この60件について「支援中」や「中断」となる具体的な理由や相談手法は、どのようなのでしょうか？

**（細井課長）**支援が長引くケースとして、ひきこもりの場合が多いと聞いております。それは、本人に会えないからです。対象の方が40代・50代になっても未就労で、親御さんに同意をもらっても（本人が会おうとしないので）、お手紙を置いてくる（相談）手法などで、コミュニケーションをとろうと致します。なので、ひきこもりの場合には支援が長引きます。

**（廣木会長）**他にはどうでしょうか？

**（中谷委員）**「Joint-Sheet」は、どのようなかたちで「総合相談窓口」へ伝わるのでしょうか？

**（細井課長）**市役所内の各課の窓口において様々な相談を受ける中で、滞納関係で困っている、仕事がなかなか見つからない、といった話を伺った時に、宜しければ専門的な相談を受けて頂けることをご説明し、その前段階として「Joint-Sheet」を記入させて頂くかたちをとっております。

**（中谷委員）**「Joint-Sheet」を記入していくうえで、相談者が（意図的に）事実と異なることを言ってしまった場合などは、どうなるのでしょうか？

(細井課長) もし事実と異なる申告があったとしても、家賃補助や就労支援に至るには要件を満たす必要があります。そこは精査されますので、問題になることはないと考えられます。むしろ、なぜ事実と異なることを相談者が言われたのか、その背景について考え、相談者に寄り添う支援の方法を探していきます。

(廣木会長) 他にはどうでしょうか？私から先ほど堀委員の質問に関連しますが、地域の方が生活困窮者を見つけ出す…ということについて、イメージが湧かないのですが…。例えば、どのようなことがあるのでしょうか？

(細井課長) 地域での関係づくりがあると、困っている方の情報が地域の方々や民生委員にも共有されます。例えば、高齢者虐待の場合ならその世帯のお子さんが就労しておらず、年金を搾取していることがあります。その場合に、高齢者の方が困っていると周りに言えば、そのつぶやきを地域の方や民生委員が拾って市につないでくださるケースがこれまでにありました。そういった意味での地域づくりです。

(廣木会長) 難しい問題ですね。委員の皆様、ご質問・ご意見は如何でしょうか？

(事務局) 失礼します。今、地域福祉課の細井課長がおられますので、課長から「芦屋市子ども・若者計画 実施評価票」にある事業についてご説明をお願いしたいのですが…。

(細井課長) ではもう少し時間を頂いて、地域福祉課が担当する「芦屋市子ども・若者計画」に関する事業についてご説明致します。(生活困窮者自立支援推進事業で)平成27年度は、総合相談新規相談件数484件のうち、自立相談は100件で、行政窓口との連携のため「Joint-Sheet」を活用しました。実施評価票には、平成29年1月末時点での集計として、平成28年度は総合相談新規相談件数343件のうち、自立相談52件と記載しております。ただ、先ほども申し上げましたが、自立相談支援については「市役所から総合相談窓口」への紹介が37%から45%に増加していますので、「Joint-Sheet」を活用した)庁内連携が進んでいると思います。その一方で、地域や関係機関との連携推進や周知の必要性を認識しております。その一環として、平成29年度も行政職員を対象に研修を実施しました。関係機関の方も一緒に、ケース検討会をできれば…と考えております。(生活困窮者自立支援推進事業は)現在、そのような状況です。

(廣木会長) ご質問・ご意見は、どうでしょうか？

(新井野委員) 本日、①「生活保護者世帯の子どもの現状と課題」、②「生活困窮者支援の現状と課題」の2つのテーマでご説明を頂きました。①については、理解できました。②については、芦屋市における生活困窮者自立支援推進事業がきめ細か



く行き届いた事業であることに感心致しました。②のテーマが、この青少年問題協議会という場において、子ども・若者のための施策を主題とした場合に、どうリンクさせて、落とし込めれば良いのかを教えてくださいたいのですが…。

(細井課長) 子ども・若者計画での対象が40歳未満であることは、認識しております。生活困窮者自立支援の対象が40代・50代の方が非常に多いということを先ほど申しあげました。問題点は、稼働年齢層であっても就労しておられないことです。ただ、働くかたちはいろいろあると思っています。一般就労がすぐにできる方がいる一方で、社会参加から始める方もいらっしゃいます。なので、一般就労に向けた就労準備のトレーニングを支援しています。例えば、履歴書の書き方、面接での受け答えの仕方などです。働くということを、地域でどのように、支援するかたちにしていけば良いのかを模索しています。お給料を貰うために一般就労をする前の段階として、地域に一步踏み出せる場所を作っていくことが必要だと考えています。生活困窮者だけでなく、その方の世帯も孤立しない様に、地域が見守って発見できること(地域づくり)も必要だと認識しています。

(新井野委員) わかりました、ありがとうございました。

(廣木会長) これは意見になるのですが、先ほどの細井課長のお話で、就労準備や世帯の孤立の問題があり、40歳未満だけでなく40歳以上でも就労困難な方が多くいらっしゃるということでした。就労支援を通して、40歳以上で就労困難となった方々が、どのような20代・30代を過ごしてこられたのかを自発的にお話頂けて、私たちがそれを学ぶことができれば、どんな支援が必要になってくるのかが見えてくるのでは…。なぜ40代で就職困難な状況になったかについて本当の難しい原因は、30代・20代…もっと前の年代にある可能性は高いです。原因となった年代を遡ることで問題を捉え、この協議会にそれをフィードバックして頂ければ、子ども・若者への支援にかかる課題が見えてくると考えます。細井課長と新井野委員のお話を聞き、そう思いましたが如何でしょうか？

(細井課長) 事例について、少しご説明させていただきます。「事業実績報告書」の冊子P21をご覧ください。30代男性Bさん。家族と同居。中学時代から「いじめられ体験」があり、クラスに馴染めず高校1年で退学後、大検を経て、大学卒業。その後1年スーパーで働くが、人間関係がうまくいかずに退職。

次に、同冊子P23をご覧ください。40代男性Cさん。家族と同居。高校卒業後就職したが、転職を繰り返した。いずれも職場での人間関係に悩んだ結果の退職だった。20代半ばから多量の飲酒をするようになり、幻覚・幻聴・妄想等の症状が現れ、アルコール依存の入院歴も複数回あった。平成26年半ばまでは、ほぼ継続して就労できていたが、その後は体調不良で次第に自室にひきこもるようになり外出さえもしなくなった。

2つの事例はありがちな背景で、中学時代・高校時代・学校卒業後においてコミュニケーション不良がどの方にも見られると思います。

**(廣木会長)** ありがとうございました。その他、ご質問・ご意見は如何でしょうか？

(入江委員) (就職困難者として) 40代の方が多いということですが、その方自身がお家庭を持っていたり、お子さんがいらっしゃったりするのでしょうか？

(細井課長) 30代・40代でお子さんのいる女性の方からご相談はありました。解雇されて困っており、家賃の助成を必要とする相談が平成27・28年度で30件程ありました。その事例については冊子に載せていませんが、やはり多いのが稼働年齢層でありながら就労していない方の相談です。

(新井野委員) わかりました。就職困難な方は40歳代に多いが、そこに至るまでには20代・30代からの経緯があるということですね。ご説明のおかげで、②「生活困窮者支援の現状と課題」のテーマと子ども・若者計画との関係がわかりました。

**(廣木会長)** 他には、如何でしょうか？

(堀 委員) 「総合相談窓口」のチラシは、いつ印刷され配布されたのでしょうか？

(細井課長) 平成28年度の夏に印刷し、市役所を含めていろんな所に配布致しました。また、制度の説明をする時にこのチラシを持って行ったりしております。

(堀 委員) 全戸配布はされているのでしょうか？

(細井課長) 全戸配布はしておりません。しかし、1年に1回全戸配布される福祉センターだよりは、「総合相談窓口」について載せて頂いております。

(堀 委員) 福祉センターと市役所は約1キロ離れていますが、相談を受ける側に問題は無いのでしょうか？

(細井課長) 社会福祉協議会と市で連携を図っております。相談者が市役所の窓口で相談を希望された場合、そこで15分程待って頂いて、社会福祉協議会の方がその窓口に駆けつけてもらい、つなぐようにしております。

**(廣木会長)** 他には、どうでしょうか？

(許 委員) お話を聞いて思うところがあったのですが、私は児童虐待のことを月に1度聞く様な仕事しております。発達障がいのあるお子さん、同じ障がいのある

親がいる場合に、社会に出にくかったり、コミュニケーションが苦手であるので、それを支援する方がいるという側面はあります。歴史を見ればエジソンのような有名な人もADHDやLDを持っていたため、周りの人に見放されることがあったようです。しかし、実力がある方も沢山いらっしゃると思います。そういった方達を社会で引き上げていくシステムがあれば良いなと考えています。先ほどのお話にあった、個人が社会に合わせるのではなく、社会が個人に合わせることの大切さは、その通りだなと感じました。感覚が過敏な方や視覚・聴覚が人と違う方が、上手く社会に順応できて楽しく生活できるシステムへ、社会の価値観と共に変わっていけば良いなと思います。

(廣木会長) 私も特別支援学校で仕事をさせて頂いた経験があります。その時、許委員がおっしゃったことと同じことを思いました。障がいのある方に適切な支援や理解がなされないと、二次障がいとして自己否定・人への不信感につながったりします。ただでさえ、コミュニケーションに様々な仲介を必要とされているのに、(無理解などで) さらに難しくなってしまいます。そういう現状を変えるため、その方達が持つ良い所を伸ばせる様な支援員がどうすれば育ち、どうすれば仕組み作りができるのか…。それが実現できれば、その方の持てる力を社会で活かせ、社会にとっても有能で有効である…そんな良い循環が生まれれば良いのですが、まだ社会はそうになっていません。とても大きな問題ですが、地域から取り組める糸口があれば良いと思います。

他には、如何でしょうか？

(由本委員) 40代・50代の方が現状として、就職困難な状況になってしまったとのことで、先ほど事例を挙げておられました。子どもから聞いたのですが、中学校のクラスには不登校の子が1人はいるそうです。1年生から2年生になった時、不登校になった子がどのクラスにいるかもわからない状況になるそうです。その子の人格を認めてあげると同時に、学校での居場所・環境を作ってあげることも必要だと感じます。

親にとっては大したことではないと思うことでも、子どもが少しのことでもつまずいて、殻に閉じこもってしまった場合にスムーズに学校へ行けるようなシステムがあれば良いと考えます。社会から孤立している訳では無いと感じさせてあげられれば良いと思います。難しいかもしれませんが、学校と家庭が密に連携を取るようなかたちを考えていく必要があるかもしれないと考えます。中学生になると思春期に入るので、親、友達や周りの人達もどうすれば良いのか…。

(入江委員) もしかすると、それには大人の介入が必要かもしれません。私の子どもも不登校になりかけたことがあります。その時は、まず学校の先生が発見してくれました。家に帰ってこず、学校に来ていないと連絡が入りました。通学途中の駅のトイレでこもって、学校に行けず3時間程いたそうです。先生から状況を教えて頂いても、親として自分の子どもが不登校になりかけていることが認め

られず、子どもにどうして学校に行けないのか責めてしまいました。親が理解してくれないので、子どもは家出しようと考えていた様です。そこで、学校の先生は子どもにカウンセリングを受けさせてくださいと言ってくれました。カウンセリングを受け、学校の全ての先生達が子どものことを考えてくださいました。2年生の間は既に単位が足りているので休む様に言ってもらえ、3年生からどうするかという計画を逐一、親にも話してくれました。全ての先生が声を掛けてくださるので、子どもも学校へ行こうという気持ちになって無事卒業できました。その経験から、大人の介入が必要だと強く思いました。

(廣木会長) つまずきかけた所で対応できなければ、子どもの心にしこりとして残ります。その後、自立困難になっていきますので大事な問題だと思います。検討すべき大きな課題を提起して頂きました。簡単に解決する問題ではありませんが、その視点を常に持って見ていくことが大切だと思います。申し訳ありませんが、予定の時間となりましたので、本日はここまでにさせていただきます。2人の課長のおかげで、私たちにとって凄く勉強になりました。私たちの仕事の意義を逆に教えて頂くことができました。また、宜しくお願い致します。

(事務局) ありがとうございます。次回は11月2日に開催する予定です。それに向けてでもありますが、公園緑地課の方でアンケートから子どもの遊び場・交流の場としての公園を充実させていくことを考えています。また、市が土地を貸して事業をしているミズノスポーツプラザ潮芦屋がリニューアルオープンしました。そこでは、喫茶や図書コーナーがあり、フットサル(コーナー)などが解放されています。公園と併せて、子ども・若者の居場所、交流の場となるのではないかと考えております。進捗状況につきましては、公園緑地課の足立課長やスポーツ推進課の木野課長にご報告頂くことになるかもしれません。また、「芦屋市子ども・若者計画」の実施評価票について、平成27年度と28年度で評価や内容が変わっている所を中心にご説明していきたいと考えていますので、宜しくお願いします。

本日はありがとうございます。平成27年9月から平成29年8月末で、青少年問題協議会の委員の任期が一旦終りになります。次の任期は平成29年9月から平成31年8月末で、再任となります。ただ、残念ながら堀委員はこの8月で任期を終えられます。堀委員から一言お願い致します。

(堀 委員) 8月末で任期を終えることとなります、ありがとうございます。私の次は、自治会連合会会長の田中さんの予定です。私は青少年問題協議会の委員と自治会連合会会長を務めさせて頂きました。一市民に戻りますが、福岡教育長、大久保所長、打出教育文化センターの中村所長、進藤委員といった方達と長らくお仕事でのお付き合いをさせて頂きました。長い間ありがとうございました。

(事務局) 堀委員、ありがとうございます。では最後に締めくくりとして、新井野委員から一言お願いします。

(新井野委員) 長時間にわたりご協議ありがとうございました。廣木会長も仰っていましたが、行政の取組みについて大変勉強になりました、ありがとうございました。委員の皆様もきっと同じ感想だと思います。私達も行政からの説明を受けて、次回からの協議会がより中身のあるものになっていけば良いなと思っています。本日はありがとうございました。

以上